

福岡県公報

平成二十年十二月十日
第二千九百七号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百二十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 遠賀郡の項中

浅木病院

〃 〃 浅木二一三〇一

を

浅木病院

〃 〃 浅木二一三〇一

遠賀中間医師会おんが病院

〃 〃 大字尾崎一七二五番地二

に

改め、

二 老人ホームの項中

社会福祉法人かいた会特別養護老人ホームかいた苑

〃 勢田字権現堂二五九三一六五

田川市養護老人ホーム長寿園

田川市平松町三番三六号

を

特別養護老人ホーム寿楽園

〃 大字伊加利平原二〇九七番地

社会福祉法人かいた会特別養護老人ホームかいた苑

〃 勢田字権現堂二五九三一六五

特別養護老人ホーム寿楽園

田川市大字伊加利平原二〇九七番地

に

有料老人ホームさわやか田川館

〃 大字伊田三九三一一

特別養護老人ホームふるさとホーム

柳川市東蒲池五六四の一

を

有料老人ホームさわやか田川館

〃 大字伊田三九三一一

養護老人ホームシントラスト夢美苑

〃 平松町三番三六号

特別養護老人ホームふるさとホーム

柳川市東蒲池五六四の一

に

改める。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）